

令和4年4月1日付け人事異動方針

- 1 特定事業推進及び防災に関して、新たに部相当の組織である「室」が設置されることに合わせ、重要施策に対し、迅速かつ適正な対応が図れるよう、適材適所の人員配置を行う。
- 2 組織再編により市民部に社会教育分野の業務が移管するため、市民活動に対して、同一部内で一体的な対応が行えるよう、適正な人員配置を行う。
- 3 国の水産基本計画と一体となって三浦市水産業の更なる発展を図るため、水産課を「海業水産課」に改めるとともに、水産庁との人事交流を継続する。
- 4 下水道事業におけるコンセッション方式での事業開始を推進するため、国土交通省からの職員派遣及び民間企業からの研修員の受入れを継続する。
- 5 政策・施策に多様な視点での意見が反映できるよう、女性職員の管理・監督職への積極的な登用を行い、女性活躍の推進を図る。
- 6 若手職員については、能力・資質の向上、業務適性の把握等を図るため、人事異動を行う標準的な期間を原則3年から2年に見直し、勤務年数・在課年数を考慮した計画的な配置転換を行う。
- 7 在課年数が長期となる職員については、組織の活性化を図り、かつ、新たな分野の経験により職員個人の成長を促すため、積極的な配置転換を行う。